

仮建設工事請負契約書(例)

収入
印紙

- 1 工 事 番 号
及 び 工 事 名
- 2 工 事 場 所 (自)
(至)
- 3 工 期 着手 一 年 一 月 一 日 (県議会議決の日)
完成 一 年 一 月 一 日 (県議会議決の日から〇〇〇日間)
- 4 工事を施工しない日又は時間帯 「設計図書のとおり」または「一」
※いずれかを記載
- 5 請 負 代 金 額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇－
〇〇年度 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇－
〇〇年度 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇－
- 6 請 負 代 金 の 支 払 前払金 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇－
〇〇年度 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇－
〇〇年度 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇－
中間前払金 ー
部分払の回数 〇〇回以内
- 7 契 約 保 証 金 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇－ (本契約までに納付する)
- 8 建設発生土の搬出先等 特記仕様書のとおり
- 9 解体工事に要する費用等 別添による
〔注〕建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、別添に記入すること。
- 10 そ の 他
(1) この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三重県条例第9号）第1条による議会の議決を得た後、本文を本契約に切り替えるものとする。
なお、不正な行為等の疑いがある場合には、本契約の締結を保留するものとする。
(2) 次に掲げる場合には、発注者はこの仮契約を解除できるものとする。
ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされ

た場合に、当該受注者の施工能力等（施工計画、資金計画等を含む）を判断し、不適格とした場合。

イ 三重県から入札参加の資格制限又は資格（指名）停止を受けた場合。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場に……………以下省略